

平成17年10月17日
中部電力株式会社

長野県地球温暖化対策条例(仮称)の骨子(案)に対する意見

条例骨子(案)

5. 分野別の地球温暖化対策(1) 事業活動に係る対策 ウ. エネルギー供給事業者

■一定規模以上のエネルギー供給事業者は、定期的に再生可能エネルギーの導入計画・実績報告書(エネルギー源の種類が分かるもの)を作成し、県に提出し、自ら公表する。県は、その概要を公表する。[義務付け]

【意見】

1. 条例の詳細検討にあたっては、長野県事務局と当社をはじめとする義務付け関係団体との間で十分に協議・調整していただきたい。また、検討会および審議会においては、当社をはじめとする義務付け関係団体の意見も踏まえた上で、ご審議いただきたい。
2. 再生可能エネルギーの導入目標量については、国の施策を尊重していただき、長野県独自の義務量を関係団体へ課すことのないようご配慮いただきたい。
3. エネルギー源の種類・内訳が分かるような再生可能エネルギーの導入計画書および実績報告書の提出・公表は、ご容赦いただきたい。については、骨子(案)に記載されている「(エネルギー源の種類が分かるもの)」の部分を削除していただきたい。

以上